

岩手県告示第795号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次岩手県鳥獣保護事業計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 縦覧の期間 平成22年10月8日から平成24年3月31日まで
- 2 縦覧の場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センター